

■ 新潟地方最低賃金審議会 第2回 検討小委員会（各種商品小売業）

日 時：令和2年9月8日（火）午後1時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階

新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから新潟地方最低賃金審議会新潟県各種商品小売業最低賃金の改正必要性審議第2回小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いております。

それでは、以降の議事進行を、委員長にお願いいたします。

（委員長）

ありがとうございます。それでは、議事を進めてまいります。

議題は、引き続きまして新潟県各種商品小売業特定最低賃金の改正の必要性についての諮問についての審議でございます。

本日、事務局より資料の提出がありましたので、まず説明をお願いします。

（指導官）

それでは、お手元の令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果（各種商品小売業）の資料を基に説明いたします。

1枚めくっていただきまして、テーブル表を見ながら説明をしたいと思います。

本調査は、対象となる集団から無作為に抽出した一部の情報から、その集団全体の情報を推計しようとするもので、標本調査の結果を母集団に復元しています。したがって、基礎調査の対象事業所は、このテーブル表の明細18、I561、百貨店、総合スーパー、これが30人以上。それから明細19、I569、その他の各商品小売業、これが労働者数30人未満の事業所を対象としているため、復元に使用する母集団も上記の事業所数であり、その結果、復元数の適用労働者数は、産業全体の適用労働者数とは相違することとなります。

続きまして、時間当たりの所定内賃金について説明します。資料が3ページを見ていただければと思います。3ページの左上の表の中に、時間当たり所定内賃金額（3手当てを除く）とあります。これについてご説明いたしますと、時間当たりの所定内賃金額とは、基本給額と諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合計額を言います。この括弧の3手当というのはどういうことかと言いますと、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の

ことを言います。

本調査では、毎年6月分の賃金計算期間において、各調査対象事業所の所定労働時間数を、満稼働したときに支払われる見込みの基本給及び諸手当を調査しています。

月給者の賃金を時給換算する場合、月給額を6月の所定労働時間数で割って計算していますので、6月の所定労働時間数が1か月の平均所定労働時間数よりも多ければ、最低賃金を満たしている場合であっても、最低賃金未満の分布に入ってくる場合があります。

未満率についてご説明いたします。各種商品小売業の最低賃金時間額842円に達していない労働者の割合をパーセントで表しています。842円の欄をみていただきますと、40人いまして、3.6パーセントであるということです。

それから、5ページを開いていただくと、左下に書いてありますが、そのうち、第1・20分位数とありますが、これは何かといいますと、労働者の賃金額を低いものから高いものへと一列に並べて、20等分した下から、20分の1番目の賃金額を表しています。基礎調査の対象人員が統括表の3ページです。合計すると、1,109人になりますので、その20等分したものになりますので、56人の方なのですけれども。下から56人の方の金額が、847円ということです。

その次、同じく第1・10分位数となりますが、これも同じく賃金額が低いものから高いものへと一列に並べて10等分した状態で、下から10分の1番目の賃金額を指しています。復元の全体の数が1,109人ですから、それを10分の1で割りますと、大体111番目の方になりますが、それが850円になります。

それから、その次の第1・4分位数についてなのですが、やはり同じように、低いものから高いものへと一列に並べて、4分の1にしたものから数えていくと、大体278番目の方なのですけれども、それが865円ということです。

それから、中位数は、低いものから高いものへと並べて一番ど真ん中の方、この方の金額が930円ということです。一番下の4分位偏差係数といいますが、これは、賃金分布の評価の方法の一つで、4等分した下から4分の3番目の賃金額から、4分の1番目の賃金額を差し引いたものを、4等分した下から4分の3番目の金額と4分の1番目の金額を合わせた数字、この係数ですけれども、それが、0.1053、この数字が高くなると、分散度が大きくなるということです。そういう見方で見ていただければと思います。

以上、資料について説明いたしました。

(委員長)

ありがとうございました。例年の審議ですと、金額審議のときに出てくる資料は、すでにまとまったということで、改正の必要性についての審議の小委員会に提出していただきま

した。

21 ページになりますと、引き上げ額と影響率の関係表ということであがっていますが、先ほども説明があったと思いますが、今年度については、使用者のご努力、あるいは労働局の指導の甲斐もあって、未満率がゼロであるという、最低賃金審議会としては本当にありがたい結果に、結果としてはなっているようです。

1 円上げると、3.61 円。例えば 10 円上げると 13.07 パーセントの影響率になるというのが、この表を見ていただくと分かるかと思います。

ということで資料の説明がありましたら、資料についてはよろしいでしょうか。

では、この資料も含めて審議に供するということにいたします。

では、早速ですけれども、新潟労働局長からの最低賃金法の規定に基づく、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する必要性の有無についての審議を、今回はするということになっていますが、それにつきましての現時点での労使双方のご意見をお聞きしたいと思います。

申出があったのが労働者ですので、労働者のほうから最初、ご意見を頂けますでしょうか。

(羽賀委員)

平素は、UAゼンセンの活動にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、UAゼンセンといたしましては、公正労働基準の確立に向けて、本年度も 7 月 2 日付にて、各種商品小売業特定最低賃金の改正の申出をさせていただきました。本日の小委員会につきましては、3 月 11 日の第 5 回新潟地方最低賃金審議会において、経営側より各種商品小売業の特定最低賃金について、平成 30 年 12 月以降、各種商品小売業最低賃金と県最賃との逆転現象が繰り返された点、また、各種商品小売業の取り巻く環境の変化から、金額審議の必要性に絞った形での小委員会の場を設けたいという申し出によるものと認識しております。

それに伴いまして、労働側といたしましては、各種商品小売業特定最低賃金へのこれまでの取組において、使用者、労働者双方の理解があつての特定最低賃金であるという認識をさせていただいております。

今年の県最賃については、新型コロナウイルス感染症による、国内の経済損失が非常に大きく、昨年の 830 円よりプラス 1 円の 831 円で結審しており、2019 年に結審された各種商品小売業特定最低賃金 842 円のほうが、現状 11 円上回っているという状況でございます。

労働側としましては、現在の状況を踏まえたうえで、金額改正の審議会改正に向けての検討をお願いしたいと考えております。理由としては、3 点ございます。

1点目については、各種商品小売業を含む小売業全体の特性について、小売業に従事する労働者は、毎年申し上げているところではあるのですが、非常に多く、雇用の担い手としての役割が大きいです。しかし、その反面、決して人気業種とはいえず、現在では人手不足が恒常に続いております。今後、魅力ある、活力ある産業として存続し、さらに雇用の受け皿として、そして地域の発展、市民の利便性を充足させるという社会的貢献を果たすためには、そこで働く労働者の勤労意欲は、地域に必要不可欠であり、最低賃金の引き上げによる既存労働者への波及は重要であると考えております。

次に2点目でございます。2点目は、産業としての課題でございます。厚生労働省の賃金構造基本統計調査では、小売業の賃金水準は、他の業種に比べて低位にございます。また、県内特定最低賃金、県内特定最賃適用3業種の中でも、引き上げ額は最も低く、最低賃金の改正による底上げは重要であると考えております。

次に3点目でございます。産業内における社会的な位置づけについてでございます。パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣労働者など、多様な働き方の労働者が産業を支えています。産業としても、労働者個々人の働く意識も様々であり、一部の時間給労働者を対象とした最低賃金の判断では、そこに従事する労働者全体の特性を把握することは困難であります。幅広い働き方の労働者を見据えた議論が重要であると考えます。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響、政府の要請により、各種商品小売業内では、百貨店を中心に休業し、多大な損害を受けており、労使ともに非常に厳しい状況下におかれていますことは十分承知しております。このような状況下においての、特定最低賃金の引き上げは、企業の採用賃金に影響を及ぼすことから、慎重にしなければならないという認識もございます。

しかしながら、一方では、各種商品小売業に携わる労働者は、エッセンシャルワーカーとして、地域の住民の生活を支える役割を果たしております。その中で、各種商品小売業特定最低賃金は、各種食料品小売業にあたるようなスーパー・マーケットやコンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等、その他小売業全体に対しても、多大な影響力を持っておりまして、各種商品小売業の金額改正審議をすることにより、県内で働く多くの労働者も生活不安への打開のメッセージとしたいと考えております。

以上のことから、金額改正審議の必要性を検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。労働者委員としては、主として三つの理由から、今年度についても金額審議の必要性はあるというのが、申出のとおりですね。あるというご主張というこ

とですね。

では、次に使用者側お願いします。

(佐藤委員)

まず、前段として、各種商品小売業業界の現状についてお話させていただきます。

流通ニュースによりますと、大手百貨店は第2波警戒の外出自粛で、7月売上高、5社そろって減という見出しが、三越伊勢丹ホールディングス、J.フロントリテイリング、エイチ・ツー・オーリテイリング、高島屋、そごう・西武が発表した7月の売上速報は、三越伊勢丹が29.1パーセント減。J.フロントリテイリングが24.9パーセント減。エイチ・ツー・オーが14.2パーセント減。高島屋が20.5パーセント減。そごう・西武が15.5パーセント減。ということで、お中元、E.C.、ラグジュアリーなどの健闘もみられましたが、セルの分散開催、新型コロナウイルス感染の再拡大を警戒した外出自粛で、客数が減り、各社低調に推移したということが言われております。

8月につきましても同様で、28.1パーセント減から8.8パーセント減までということで、各社そろって免税売上の大幅な減少に加え、引き続き外出を控える傾向、猛暑などの影響により、前年実績を下回っているというのが各種商品小売業界の現状でございます。

続きまして、近年の県内各種商品小売業の現状ですが、まず、本年3月、新潟三越店が閉店しました。売上高が1996年度のピークから2017年度には半減という事情によるものです。また、イトーヨーカドー丸大柏崎店が、平成30年8月に閉店。イトーヨーカドー丸大長岡店が、平成31年2月に閉店。令和元年5月イトーヨーカドー直江津店が閉店と、この業界は縮小が続いております。

なお、各種商品小売業界につきましては、中小零細企業も対象となっておりまして、中小企業の不況は今さら申し上げるべくもありませんけれども、ここは忘れてはならないポイントの一つであると考えております。

したがいまして、縮小の続く、そして中小企業も適用される各種商品小売業の最低賃金を改定する審議の必要性は薄くなっていますのではないかと考えております。

それから、競争対象業種の減少です。百貨店の主力商品たる衣料品電子商取引の台頭がめざましく、ZOZOを買収したYahoo!、楽天、AmazonがファッションEC化率をさらに伸ばしていくしております。また、衣料ブランドを展開するオンワードホールディングスが600店閉鎖し、主要販路である百貨店販売の不振や、電子商取引の拡大に対応するとしております。そうなれば衣料品の実店舗による販売の減少が続くということは明らかでございます。

この衣料品関係のネット通販に加え、食料品は、競争相手として大型スーパーとコンビ

二、住商品はホームセンターなどの低価格専門店など、好調な業界と競争せざるを得ない各種商品小売業は、劣勢に追い込まれているところでございます。

県内の他の特販である自動車、電気とは異なり、競争が各種商品小売業界内にとどまらない現状は、公正競争としての意味合いに疑問を呈せざるを得ないという状況でございます。

続きまして、特定最賃、各種商品小売業の状況です。産業別最低賃金として、各種商品小売業がスタートした当初に比べ、業界を取り巻く環境は大きく様変わりしております。先ほど申し上げましたとおり、閉店が進む状況の中で、特定最賃の適用を受ける対象労働者もどんどん減少を続けているというところがございます。また、全国を見ても、設定されているのは、20府県にとどまっており、そのうち半数の10県は、令和に入って改正が行われております。さらには、2年前までは、22都府県で各種商品小売業の最低賃金が設定されておりましたけれども、東京都、福井県が相次いで廃止という状況になっております。

全国各地のこのような状況は、新潟県の各種商品小売業が他の都道府県に比べ、特筆すべき何かがあれば格別ですが、そうとはいえない現状では、新潟県においても業界として審議の必要性がなくなってきたことを裏づけているものと考えております。

最後に県最賃との関係ですが、このような状況の中、新潟の県最賃が、各種商品小売業の最低賃金額を上回るという状況が発生いたしました。本年はコロナ禍の影響もあり、逆転はいたしませんでしたが、早晚同様なこととなる可能性は極めて高いといえます。このような状況も、審議の必要性に影響を与えるものと考えております。特定最低賃金の金額は、必ず県最賃を上回らなければならず、審議を続けることはいたちごっことなり、現実的に見ても好ましい状況ではなくなる可能性が高いと考えております。

以上のことから、各種商品小売業の最低賃金の改定審議の必要性の有無としては、使用者側としては必要性が無いものと考えており、これを継続することは業界の維持継続の妨げになるものと考えているところでございます。以上です。

(委員長)

最後、継続というのは、何の継続ですか。

(佐藤委員)

業界の維持。いわゆる業界のという意味です。各種商品小売業界としての。

(委員長)

継続というのは、必要性の審議を毎年続けること。

(佐藤委員)

そういう意味ではないです。業界の先行きという意味です。

(委員長)

各種商品小売業があるということ自体が、業界の先行きにということですか。

(佐藤委員)

各種商品小売業界として、つまり、要はみんな潰れてしまうのではないかということです。

(委員長)

またあとで伺います。

(佐藤委員)

維持・発展にすればよかったですでしょうか。維持・発展といつても、発展はもうないよなと思って、継続という文言に変えたのですけれど、少し分かりにくかったです。

(委員長)

分からないです。

そのほか、労使双方、ほかの委員の方を含めてご意見があれば伺います。よろしいですか、取りあえずは。

では、基本的に使用者としては、大きく分けて三つほどあったと思いますが、その理由で、先日の令和2年7月28日付の諮問に対しでは、必要性なしの答申をすべきであるということが、使用者側の現時点のご意見ということですね。

まとめれば、これで終わりということだったのですけれども、現時点でまとまりませんので、審議を続行したいと思います。

審議を続けるにあたりまして、前回の会議では、関係労使の意見聴取をするということで、昨日締切ということで、意見聴取の申出を公示していただきました。その結果、5名の方から意見聴取の申出があったということのようですので、事務局より説明をお願いできるでしょうか。

(室長)

前回の検討小委員会で、検討いたしまして、意見聴取ということで、昨日、9月7日まで公示した結果が、皆様のお手元の資料に記載した意見陳述者であります。労側については、昨年も各種商品小売業専門部会の委員をやられた██████████さん、██████████劳働組合の██████さん、██████████さんの3名が、意見陳述者として申出がありました。

使用者サイドとしては、██████████さん、██████████さんの2名。この方以外の申出はございませんでした。

以上ですが、次回が意見陳述を行う日ということになりますけれども、皆さんいろいろ忙しいようで、9月15日（火）、ここが1日丸々あいております。ですので、まだ時間の設

定をしておりません。小委員会全員の予定があいているのが、次は 10 月 14 日の午後ということになっております。

委員長からその辺の審議会の日程等、皆さんの日程調整も併せてお願ひしたいと思っております。

(委員長)

分かりました。日程調整自体は、採否が決定した後にすることです。

お手元の資料では、労働者サイド推薦、使用者サイド推薦という区分になっていますが、厳密にいうと、公募に応じて出していただきましたので、応募者が 5 人あったということです。厳密に言うと推薦ではないので、ここは削除していただきたいと思います。

5 名の方の申出があった。これは事務局としては関係労使を代表するものということで、双方とも問題はないというのが、事前審査の結果ということですね。

それでは、日程の話もありましたが、この 5 名の方の採否、そして、そもそも必要性について、個別折衝でどのように進めるのかも含めて、意見を伺いたいと思いますので、会議をいったん休憩にしまして、労働者側からでいいですか。

話によると、[REDACTED] さんは日程が合いにくいということを聞いているので。一応、労働者側から申出がありましたので、労働者側から意見を先に聞くということにしまして、いったん休憩にします。

(事務局)

本日の控室は 3 階の審査室と情報公開室になります。

(休憩)

(委員長)

では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、関係労使の意見聴取ということで、事務局より説明していただきましたが、労働者側から申出があった意見陳述について補足があると思いますので。

(室長)

先ほど、陳述人について 3 名申し上げましたが、それ以外に、文書のみの提出ということで、2 名の申出がありました。

(委員長)

具体的には、[REDACTED] さんと [REDACTED] さんの 2 名から意見書の提出をしたいという申出があったということですね。ですので、労働者側からは 5 名の意見書の申出があって、その

うち 3 名については口頭での意見陳述を希望していると。使用者側からは 2 名、口頭陳述を希望しているけれども、1 名については文書の提出でも仕方がないと。

(佐藤委員)

日程が合わないと。

(委員長)

日程が合わないようであればということでした。それで、当小委員会としては、意見陳述の日程を 9 月 15 日 10 時からと定めまして、今お話のあった労働者側からの 3 名、使用者側からの 1 名、この 4 人の出席を求めるということでよろしいでしょうか。

では、その 4 人の出席を求めたうえで、意見を 14 日に聞きたいと思います。

それ以外の、労働者側も文書も出すということでしたけれども、労働者側の 5 人の文書、そして使用者側の 1 名の文書については、次回 14 日の冒頭、意見書自体の吟味をしたいと思いますので、遅くともその前日までには事務局に提出してもらうということで、事務局から依頼を出させてもらいますので、よろしくご連絡をお願いします。

次回は、意見書についての審議、そして口頭の意見陳述を行うということにしたいと思います。それ以降の日程につきましては、10 月 14 日 13 時からを最終的な日程として考えております。一応、予備日としては 10 月 26 日及び 27 日の 13 時からということで考えておりますので、そこまでには結論をなんとか出して、本審に報告したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日程などについてはよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側から佐藤委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

それでは、次回第 3 回小委員会が、9 月 15 日（火）10 時から、本日と同じ新潟監督署のこの会議室で行います。

以上で新潟県各種商品小売業最低賃金改定必要性の審議第 2 回小委員会はこれで終ります。

お疲れ様でした。